

拾骨後の残骨灰の取扱いについて

残骨灰とは、火葬及びご遺族が拾骨を行った後に残されたお骨や灰などを言います。

当聖苑では、この残骨灰の処理を専門業者に委託しており、残骨灰から棺の部材や副葬品等の不純物、有害物質などを除去し、残ったお骨を供養地へ納骨し、亡くなられた方の尊厳を守り礼節を失しない対応を行っております。

しかし、近年、お骨を取り出した後の灰等の中には歯科治療などで用いられた金・銀・プラチナ・パラジウム等といった有価物（希少金属）も含まれており、有価物を売却した収益を火葬場の施設設備や運営のための財源として活用する自治体が増えてきています。

このことから、当聖苑におきましても、令和7年度より、残骨灰に含まれる有価物について、資源循環を目的とし売渡し、財源として大切に活用することとしました。なお、有価物等を分離した後のお骨は、これまでと同様に丁重に供養してまいります。

また、拾骨の際に、全てのお骨を拾骨することも可能です。その場合は、大きな骨壺をご準備いただくこととなりますので、あらかじめ葬祭業者等へご相談ください。

皆様のご理解をお願いします。